

UAEにおける法人税導入（2）

（2023年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律事務所 Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

1. UAE の法人税適用除外対象

居住者または非居住者にあたる場合であっても、以下の者は法人税の適用対象から除外されます(4条1項)。なお、フリーゾーン法人については、適用対象から除外されないものの、一定の要件を満たすことにより適格フリーゾーン法人となり(18条1項)、その所得については原則として法人税が免除されます(3条2項(a))。この詳細については、次回以降で説明します。

(1) 政府団体

UAE 連邦政府、各首長国ならびにそれらの省庁、部門、機関、当局および公的機関を、以下、「政府団体 (Government Entity)」と言います (1条)。政府団体は法人税の適用対象から除外されます(4条1項(a))。ただし、UAE 国内で発行されたライセンスに基づき事業または事業活動を行う場合は、法人税の適用対象となります(5条2項)。

(2) 政府管理団体

政府団体が直接または間接に全部を所有し、支配する法人で、閣議決定で定める法人を以下、「政府管理団体 (Government Controlled Entity)」と言います(1条)。当該閣議決定は未発表です。政府管理団体は法人税の適用対象から除外されます(4条1項(b))。ただし、法令により政府管理団体が行うものとされている活動 (Mandated Activity) 以外の事業または事業活動を行う場合は、法人税の適用対象となります(6条2項)。

(3) 採掘事業に従事する者

採掘事業に従事する者で、以下のすべての要件を満たす場合は、当該採掘事業について法人税の適用対象から除外されます(4条1項(c)、7条1項)。これは既にほかの法令によって、首長国による税金の対象となっている採掘事業を除外する趣旨です。なお、採掘事業とは、財務大臣(Minister of Finance)が指定する UAE の天然資源またはその権益を探索、抽出、除去もしくはその他の生産および開発する事業または事業活動を指します(1条)。

- ① 直接または間接に首長国が発行する採掘事業を行うための権利、コンセッションまたはライセンスを保有していること。
- ② 適用される首長国の法令において実質的に税金の対象となっていること(首長国が採掘事業に関連し、所得または利益に課税している場合など)(7条6項)。
- ③ 首長国所定の書式および方法で財務省(Ministry of Finance)に通知を行うこと。

(4) 非採掘型の天然資源事業に従事する者

非採掘型の天然資源事業に従事する者で、以下のすべての要件を満たす場合は、当該非採掘型天然資源事業については、法人税の適用対象から除外されます(4条1項(d)、8条1項)。同上で、こちらも既にほかの法令によって、首長国による税金の対象となっている採掘事業を除外する趣旨です。なお、非採掘型の天然資源事業とは、UAEの天然資源を、分離、処理、精製、加工、貯蔵、輸送、販売または流通させる事業または事業活動を指します(1条)。

- ① 直接または間接に首長国が発行する非採掘型の天然資源事業を行うための権利、コンセッションまたはライセンスを保有していること。
- ② 非採掘型天然資源事業の所得が事業または事業活動を行うほかの者からのみ得られたものであること。
- ③ 適用される首長国の法令において実質的に税金の対象となっていること(首長国が採掘事業に関連し、所得または利益に課税している場合など)(8条6項)。
- ④ 首長国所定の書式および方法で財務省に通知を行うこと。

(5) 適格公的福祉団体

適格公的福祉団体(Qualifying Public Benefit Entity)で、以下のすべての要件を満たす場合は、法人税の適用対象から除外されます(4条1項(e)、9条1項)。なお、適格公的福祉団体とは、以下のすべての要件を満たす者で、財務大臣から指定を受けた団体を指します(1条)。

- ① 以下のいずれかの目的で設立され運営されていること。
 - 宗教、慈善、科学、芸術、文化、スポーツ、教育、医療、環境、人道、動物保護またはその他の類似の目的(のみ)
 - 社会福祉または公的利益の増進(のみ)のために運営されている専門団体、商工会議所または類似の団体
- ② 当該団体が設立された目的に直接関連するまたは当該目的を達成するための活動を除き、事業または事業活動を行っていないこと。
- ③ その収入または資産が設立された目的の推進、またはそれに関連する必要かつ合理的な支出のために使用されること。
- ④ その収入または資産が、適格公的福祉団体、政府団体または政府管理団体でない株主、社員、受託者、設立者および委託者のために支払われないこと、かつ利用可能でないこと。
- ⑤ その他、閣議決定により定められる条件(なお、当該閣議決定は未発表です。)

(6) 適格投資ファンド

適格投資ファンド(Qualifying Investment Fund)で、以下のすべての要件を満たす場合は、法人税の適用対象から除外されます(4条1項(f)、10条1項)。なお、適格投資ファンドとは、投資持ち分の保有者にファンドによる投資(持ち分)の取得、保有、管理または処分から利益を得させることを目的として、適用法令に基づき資金調達、投資家の出資の管理または共同出資ファンドの設立を行う団体で、以下のすべての要件を満たす者を指します(1条)。

- ① 投資ファンドまたは投資ファンドのマネージャーが UAE 国内または国外の所轄官庁の規制監督下にあること。
- ② 投資ファンドの持ち分が認定証券取引所で取引されているか、広く投資家間で取引されていること。なお、認定証券取引所とは、管轄官庁から認可を受け規制されている UAE 国内で設立された証券取引所または外国で設立された同等の証券取引所を指します(1条)。
- ③ 投資ファンドの主な目的が法人税の回避でないこと。
- ④ その他、閣議決定により定められる条件(なお、当該閣議決定は未発表です。)

(7) 年金基金等

公的な年金および社会保障基金並びに UAE の管轄官庁の規制監督下にあり、財務大臣が定めるその他の条件を満たす私的な年金および社会保障基金は、法人税の適用対象から除外されます(4条1項(g))。

(8) 完全子会社

UAE で設立された前記(1)、(2)、(6)および(7)に該当する者(以下、「免除者」)が100%所有および支配している法人は、以下のいずれかを行う場合は法人税の適用対象から除外されます(4条1項(h))。

- ① 免除者の活動の全部または一部を引き受けること。
- ② 免除者のための資産保有または投資にのみに従事すること。
- ③ 免除者による活動に付随した活動のみを行うこと。

(9) その他

その他、閣議決定により定められた者が適用除外となりますが(4条1項(i))、当該閣議決定は未発表であり、その内容は明らかになっていません。